

建設水道常任委員会

平成25年11月19日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎飯高 昭二	○辻 善次	中川 靖広
紀 良治	小野 隆雄	木澤 正男
木田 守彦		
中西 議長		

2. 理事者出席者

副 町 長	池田 善紀	総 務 部 長	乾 善亮
都市建設部長	藤川 岳志	建 設 課 長	川端 伸和
同 課 長 補 佐	猪川 恭弘	同 課 長 補 佐	岡村 智生
観光産業課長	清水 修一	同 課 長 補 佐	手塚 仁
都市整備課長	井上 貴至	同 課 長 補 佐	関口 修
上下水道部長	谷口 裕司	上下水道課長補佐	上埜 幸弘
下 水 道 課 長	上田 俊雄	同 課 長 補 佐	井戸西 豊

3. 会議の書記

議会事務局長	藤原 伸宏	同 係 長	大塚 美季
--------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 紀委員、小野委員

委員長

定刻になりましたので、始めたいと思います。

皆さん、おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまより、建設水道常任委員会を開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

町長が出張されておりますので、副町長のご挨拶をお受けいたします。

池田副町長。

副町長

（副町長挨拶）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、紀委員、小野委員のお二人を指名いたします。お二人には、よろしくお願いいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりであります。

初めに、1. 継続審査、（1）都市基盤整備事業に関するることについて、①公共下水道事業に関するることについてを議題といたします。

理事者の報告を求めます。 上田下水道課長。

下水道課長

それでは、公共下水道事業に関するることについてご報告させていただきます。資料1をご覧くださいませでしょうか。

1枚目、公共下水道工事箇所図でございます。現在の下水道工事進捗状況といたしまして、まず、町の主要な幹線工事では、平成23年度から平成25年度までの3か年継続事業として取り組んでおります岡本汚水幹線2工区工事、図中赤色路線では、シールド工法による管渠築造が完了いたしまして、現在、上流部の推進工事、残る244mの推進工事を行っているところでございます。また、シールド発進基地の原形復旧

に今後取り掛かっていくところでございます。

次に、平成24年度から平成25年度までの2か年継続事業として取り組んでおります目安汚水幹線2工区工事、囟中水色路線では、下流より3区間の推進工事が完了し、今後、残る4区間の推進工事を順次、進めている状況でございます。

次に、面整備工事でございます。9月の本委員会におきまして報告いたしました工事箇所から、新たに神南5丁目地内、囟中茶色路線と興留6丁目地内、囟中深緑色路線を発注いたしております。

現在、施工計画協議及び事前家屋調査等の地元調整を行っているところでございます。

次に、6月議会定例会におきまして工事請負契約の議決をいただき進めております稲葉西1丁目・2丁目地内の5工区－1工事・囟中黄色路線では、岩瀬橋西詰め交差点から既設マンホールへの推進工事と紅葉ヶ丘自治会への進入路部分の2区間の推進工事を完了し、今後、服部道内に残る2区間の推進工事に着手してまいります。

また、龍田4丁目地内8工区－2工事、囟中紫色路線では、下水道本管の埋設工事が全て完了し、各宅地に設置する公共汚水ますの設置工事及び後片付けに入っており、年内の竣工を予定いたしております。

そのほかの4路線におきましても、下水道本管の埋設工事を順次進めているところでございます。

続きまして、公共下水道接続申請状況でございます。

2枚目をご覧ください。平成25年10月31日現在の状況でございます。9月の本委員会で報告いたしました8月末の申請件数から18件の申請をいただき、平成25年度に入り114件となり、申請総数が2,829件、利用世帯総数が、3,223世帯となり、接続率が0.4%ふえ、65.5%となりました。

次に、融資あっせん利用数につきましては42件、また、浄化槽雨水貯留施設への転用申請総数は38件となり、いずれも9月の本委員会報告数より変わっておりません。

また、本年度におきましても供用開始後、2年を経過した未接続の家

屋に対しまして、公共下水道への接続をお願いするチラシを戸別配布し、接続促進に向けた啓発活動を実施してまいりたいと考えているところでございます。今後も、公共下水道の整備拡大を図るとともに利用促進に努めてまいります。

以上で、公共下水道事業に関することについてのご報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
ございませんでしょうか。

(な し)

委員長

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
本件については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わっておきます。
次に、②都市計画道路の整備促進に関することについて、理事者の報告を求めます。 井上都市整備課長。

都市整備
課長

それでは、②の都市計画道路の整備促進に関することについてご報告をさせていただきます。

まず、いかるがパークウェイについてであります。初めに、冒頭の副町長の挨拶の中でも触れていただいておりますが、今日までいかるがパークウェイの白紙撤回を求め反対運動をされてまいりました三室地区自治会では、10月13日に臨時総会が開催されておまして、今後、自治会として反対運動を行わないということを決定がなされたということでございます。その後、いかるがパークウェイに関することについての協議を行っていく窓口となるバイパス問題検討委員会を自治会で組織されたところでございます。このことによりまして、三室地区自治会住民の皆さまに事業に対するご理解とご協力をお願いしていくための環境も整ってきたというところでございます。

続きまして、工事の関係では、岩瀬橋周辺で工事が集中的に行われております。状況といたしましては、10月8日からパークウェイ岩瀬橋へ交通の切替えが行われて、暫定供用がされた中で岩瀬橋周辺の工事が進められているという状況でございます。また、10月29日からは旧の岩瀬橋の撤去に着手されているという状況となっております。

次に、岩瀬橋西詰付近から三室交差点までの道路計画等についての地元調整の状況でございますけれども、10月の12日に三室交差点付近の道路構造等について紅葉ヶ丘自治会を対象に説明会を開催されております。

また、岩瀬橋西詰から三室交差点までの間では、計画的に用地取得を進めていくこととされておまして、10月27日には三室地区、新楓町地区において、11月10日には紅葉ヶ丘地区において関係権利者による土地の境界の立会いが実施されたところでございます。また、関係者にご理解を得て、10月23日から11月の2日にかけて、紅葉ヶ丘地区の7件の住宅が残っておりますけれども、この住宅の建物等の補償調査が実施されたところでございます。また、住宅以外の物件等の補償調査についても、関係者の了解を得ながら順調に調査が進められているという状況となっております。

次に、いかるがパークウェイの事業促進と予算確保についての要望活動についてでございますが、11月8日には、奈良国道事務所、奈良県知事に対する要望書を提出し、要望を行ったところでございます。また、11月の13日、14日には奈良県選出国會議員の方々の事務所を訪問いたしまして要望を行っております。また、11月15日には、国道交通省近畿地方整備局を訪問いたしまして、町長と道路部長が面談の上、要望を行ったところであります。なお、今後でありますけれども、11月の25日に国土交通省本省への要望を行っていく予定をいたしております。

続きまして、法隆寺線整備事業でありますけれども、国道25号取付部分において残っております1件の関係についてでございますが、お手元に資料2をご覧いただきたいと思います。以前にマンションの管理担

当者から施設の配置計画の提案を受けておりまして、その計画に基きまして、9月27日に協議を行いました。資料2にお示ししておりますように代替地部分及び事業地部分の範囲や面積の概要を説明させていただいたところでございます。相手方におかれましては、事業地部分と代替地部分の面積を同じ面積、等面積ですけれども、とのいわゆる意向を示されております。なお、面積を確定するために必要な国道明示についての申請及び立会いの準備を現在進めているというところでございます。

以上で、②都市計画道路の整備促進に関することについてのご説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 中川委員。

中川委員 すみません、この前説明いただいたんかわからへんねけど、この法隆寺線の事業地部分と代替地部分の平米数、教えていただけますか。

都市整備課長 今現在測っていただいた分につきましては、事業地部分につきましては、449平米。

(「確定してないやん、あれ。」と呼ぶ者あり)

都市整備課長 現在、確定はしておりませんが、事業地部分で449平米、代替地部分で436平米でございます。

委員長 池田副町長。

副町長 今これ、さっき説明の中で言いましたように、国道が境界明示がまだ確定しておりませんので、今この部分で面積測ったら約450平米でございます。相手方も同じ面積で等価交換したいと言っておられるんで、両方とも約、今現在では約450平米ということでございます。また確定したらきっちりした面積出ますんで。

委員長 中川委員。

中川委員 課長言わはった449と430なんぼってというのは、この色付けの部分。ちゃうやん、確定はしてないけど、この色付けの部分はそういう数字でええの。

委員長 池田副町長。

副町長 色付けの部分は450です、約450です。等価交換しますんで。せやから、さっき課長言うたんが数字が間違っています。

(「ほんまか。」と呼ぶ者あり)

副町長 ほんまです。説明の中でね、相手方、等価交換で希望やからといって等価交換の面積でやっていますねん。うそ言うてもしょうがない。せやから、説明の中で等価交換を希望してはる。ですから450、約450になるように、公民館のほうも分筆、国道が境界明示が確定したらそれを切ってもらおうということでございます。

中川委員 いや、課長の430なんぼってというのはどこから出てきたん。気になってしゃあないやん、聞いたら。

(「交渉の中でこういう話出たから、それを面積したらそういう数字やったんや。けどそこから等価交換しようということになったから、これ異動するんやん」と呼ぶ者あり)

委員長 暫時休憩します。

(午前9時15分 休憩)

(午前9時20分 再開)

委員長 再開いたします。 池田副町長。

副町長 この事業用部分につきましては、今現在のところ、約450平米でございます。渡す代替地部分につきましても約450平米で交渉しているところでございます。

委員長 よろしいですか。
ほかにございませんでしょうか。

(な し)

委員長 ないようですので、本件については一定の審査を行ったということで終わっておきます。

次に、③JR法隆寺駅周辺整備事業に関することについて、理事者の報告を求めます。 井上都市整備課長。

都市整備課長 それでは、③のJR法隆寺駅周辺整備事業に関することについて報告させていただきます。

駅北口からの南北の町道312号線、5号線の関係でございますけれども、路線東側で残っていた1件につきまして、9月10日から物件の撤去作業に着手され、同月17日に物件の撤去作業が完了されたところであります。これを受けまして土地の分筆登記、所有件移転登記の手続きを進めまして、10月8日に登記が完了いたしております。また、暫定的にこの部分を整備するための工事発注を行いまして、12月20日までを工期といたしまして、当該地南側と同様に歩行者等が通行できますよう整備し、開放してまいりたいと考えておりますのでご理解賜りますようお願いいたします。

以上、簡単ではありますがJR法隆寺駅周辺整備事業に関することに

ついでに報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
ございませんでしょうか。

(な し)

委員長

ないようですので、本件についても、一定の審査を行ったということで終わっておきます。

以上で、継続審査を終わらせていただきます。

次に、2. 12月定例会提出予定議案について、あらかじめ説明を受けることにいたします。

(1) 平成25年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、理事者の説明を求めます。 上田下水道課長。

下水道課
長

それでは、平成25年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)案についてご説明申し上げます。

資料3をご覧ください。既定の歳入歳出予算の総額に271万7千円を減額し、歳入歳出の総額を、歳入歳出それぞれ14億1,838万3千円とするものでございます。

それでは、内容につきましてご説明申し上げます。

初めに、歳入予算の補正でございます。資料の上段表をお願いします。

第4款繰入金、第1項一般会計繰入金で、給与減額支給措置に伴います人件費の減額分としまして、271万7千円を減額し、4億5,779万1千円に減額補正をお願いするものでございます。

次に、歳出予算の補正でございます。

第1款公共下水道費で、給与減額支給措置によります人件費の補正といたしまして271万7千円の減額補正をお願いするものでございます。

以上、12月議会定例会に提出を予定いたしております、平成25年

度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）案についてのご説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑等あればお受けいたします。
小野委員。

小野委員 質疑はないんですが、私の資料の中にこれ、資料3が2枚入っています。私のところに入っているから、誰か抜けているかわかりませんので、そのことだけ確認してください。

委員長 今、小野委員からご指摘がありましたように、資料3、ありますでしょうか。
あるということで。
そのほかにございませんか。

（ な し ）

委員長 ないようですので、次に、（2）平成25年度水道事業会計補正予算（第1号）について、理事者の説明を求めます。 谷口上下水道部長。

上下水道 それでは、平成25年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第1号）（案）部長 についてご説明をさせていただきます。

12月議会の定例会に上程し、お願いを予定しております斑鳩町水道事業会計補正予算（第1号）でございますが、今回の予算補正につきましては、本年10月より水道料金を値下げいたしましたことによります営業収益の減額及び給与減額支給措置並びに職員の配置換えに伴います人件費の予算補正をお願いするものでございます。

お手元の資料の4をご覧くださいませでしょうか。平成25年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第1号）実施計画（案）をお願いいたします。

まず、表の上段でございます。収益的収入の第1款水道事業収益にお

きまして、既決予定額7億3,979万1千円から2,250万円を減額し、7億1,729万1千円に、また、表の下段、収益的支出の第1款水道事業費用におきまして、既決予定額7億1,128万円から191万6千円を減額し、7億936万4千円に予算補正をお願いするものでございます。

内訳につきましては、表の上段、収益的収入の第1款水道事業収益、第1項営業収益、第1目給水収益で2,250万円の減額。

次に、表の下段、収益的支出の第1款水道事業費用、第1項営業費用、第1目原水及び浄水費で408万7千円の増額、第2目配水及び給水費で509万3千円の減額、第4目総係費で91万円の減額、合計で191万6千円の減額補正をお願いするものでございます。

以上、12月議会定例会に上程いたしまして、お願いを予定いたしております平成25年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第1号）についてのご説明とさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑等あればお受けいたします。
木澤委員。

木澤委員 これについては、県水の引下げによって斑鳩町の水道料金を引き下げるということで、既に決定したものの補正予算で、町のほうとしてもそういう決断をしていただいたということについて評価させていただいています。

別にこれに異議があるわけでも何でもないんですけども、ちょっと、以前にも1回確認させてもらったんですけども、ダムが完成すると県水の料金がなんか上がりますというのを、よその自治体のほうからちらっと聞くようなこともあるんですけども、それに対して県のほうの意向というんですかね、について、町ではどういうふうに確認されているんでしょうか。

上下水道
部長 今、申されておりますのは大滝ダムの件だと思っておりますが、県に確認いたしましたところ、大滝ダム、既に供用はいたしておりますけれども、その件につきましては料金の値上げは考えてないといったことでございます。

委員長 よろしいでしょうか。
ほかにございませんでしょうか。

(な し)

委員長 ないようですので、次に、(3)斑鳩町町営住宅条例の一部を改正する条例について、理事者の説明を求めます。 川端建設課長。

建設課長 それでは、12月の定例議会に提出を予定しております、斑鳩町町営住宅条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

お手元にお配りしております資料5の一番最後についております要旨に基づいてご説明させていただきます。

今回の条例改正については2点ございます。まず、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことによるもの、それと、地方税法の一部を改正する法律が施行されたことによる改正となっております。

主な改正内容であります。まず、入居資格の拡大であります。配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことによりまして、従来対象とされていた、配偶者からの暴力及び被害者に加え、今回、生活の本拠を共にし、共同生活を営んでいる交際相手からの暴力及びその被害者についても法の対象となったことにより、本条例の単身入居を認める規定の一部を改正するものです。

次に、延滞金の利率の見直しにつきましては、地方税法の一部を改正する法律の施行によるものですが、この改正で地方税に係る延滞金の利率の見直しがありますので、これに伴い町営住宅の家賃に係る延滞金の

利率の見直し、まあ、実質引き下げることですねんけど、改正を行うものです。

以上が、12月の定例会へ提出を予定しています斑鳩町町営住宅条例の一部を改正する条例についてのご説明させていただきます。

よろしくをお願いします。

委員長

説明が終わりましたので、質疑等あればお受けをいたします。

木澤委員。

木澤委員

配偶者からだけでなく、交際相手からのDVですね、からの保護をするということで、これも必要な措置かなというふうに思いますけども、これまでこうしたことが適用されるっていう件数っていうんですかね、というのはあるんですかね。

建設課長

今までこういう前例はございませんでした。

木澤委員

例えば斑鳩町でこういうケースが発生したとして、入居したいというふうになったときに、今でも既に入っている状況がありますんで、たまたま空きがあればそれを適用するというふうに理解していいんですかね

建設課長

一応、いっぱい状態でしたら、これ、受け入れられることができませんので、空きのある場合、これは単身入居の拡大ですんで、その対象者がこうやって、それで実際入居募集している間でしたらその入居対象になるということで、実際抽選ということになると思います。

木澤委員

例えばこの件というのは緊急性を要するというふうに思いますけど、それでも抽選という形になるんですか。

委員長

池田副町長。

副町長 緊急性を要する、この場合ね、緊急性を要する場合は、まず県のほうでそういう母子寮とか、県外にそういう施設ありますんで、基本的にそういうところへ、まずご主人からとか恋人からまず身を隠すということで、そっちへまず入られます。その中で一定の生活状況ができるようになって、町へ戻ってきても大丈夫という状況になったときに初めて町営住宅を申し込まれるという、こういう流れになりますんで、その緊急性の場合に入れるということではないですので、そこはご理解いただきたいと思います。

委員長 ほかにございませんでしょうか。

(な し)

委員長 ないようですので、以上、12月定例議会に付議が予定されている議案については、あらかじめ説明を受けたということで終わります。

次に、3. 各課報告事項についてを議題といたします。

まず初めに、(1)平成25年度斑鳩町一般会計補正予算(第7号)について、理事者の報告を求めます。 藤川都市建設部長。

都市建設部長 それでは、平成25年度斑鳩町一般会計補正予算(第7号)につきまして、都市建設部が所管いたしますものに関しまして説明をさせていただきます。

お手元の資料6をご覧くださいと思います。

まず、表面の歳入につきましては今回該当する事項がございませんので、裏面をご覧くださいと思います。

歳出でございます。

第5款農林水産業費では、給与減額措置及び人事異動等に伴う影響額といたしまして467万円の増額をお願いするものでございます。

また、第6款商工費では、同様の理由によりまして840万9千円の

減額をお願いするものでございます。

次に、第7款土木費でございますが、同様の理由によりまして1,092万4千円の増額をお願いするものでございます。また、公共下水道事業への支援といたしまして271万7千円の減額をお願いするものでございます。

以上が、平成25年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）のうち、都市建設部所管に関するものにつきましての説明でございます。

よろしく願いいたします。

委員長

報告が終わりましたので、質疑等あればお受けをいたします。
ございませんでしょうか。

(な し)

委員長

ないようですので、次に、(2)斑鳩町歴史的風致維持向上計画の国への申請手続きの状況について、理事者の報告を求めます。清水観光産業課長。

観光産業
課長

それでは、各課報告事項2番目、斑鳩町歴史的風致維持向上計画の国への申請手続きの状況についてのご説明をさせていただきます。

お手元の資料の説明をさせていただく前に、前回の当委員会でのご意見につきまして、内容の確認等を行いましたので、まず報告させていただきます。

まず、龍田神社の秋祭りについてでございますが、前回の資料におきまして、宵宮に渡御行列が行われるとの記述がありましたが、事実確認をいたしましたところ、宵宮ではなく本宮で行われておりました。

次に、平成23年に奈良県で調査を行いました奈良県近代和風建築総合調査報告書に記載されている建築物について、お亡くなりになった方の名前を記載されていることについて、配慮してはどうかのご意見をいただきまして、苗字のみの記載に変更させていただきます。

また、画質の悪い写真の差換え、各種データ等の根拠資料の記載等におきましては、今現在、作業を進めているところでございます。

それでは、お手元の資料7をご覧いただきたいと思っております。

昨年度から、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律、通称歴史まちづくり法に基づく法定協議会であります斑鳩町歴史まちづくり推進協議会や庁内組織である斑鳩町歴史的風致維持向上計画策定作業部会、そして合計9回にわたりまして、国土交通省、農林水産省、文化庁と協議を行ってまいりました。

さらには、斑鳩町都市計画審議会、斑鳩町景観審議会、斑鳩町文化財保護審議会からのご意見を賜り、前回の本委員会でお示しさせていただきました計画書の概要版でございます。

これによりまして、10月3日から23日に町ホームページ、役場窓口、中央・東・西公民館にて、広く住民からご意見を募集するために、パブリックコメントを実施いたしました。

その結果、3名の方からご意見をいただきました。

1つ目といたしましては、幸前神社から法隆寺方向の景観向上のための電線類の地中化についてであります。

そして、2つ目につきましては、いきいきの里から法隆寺方向の景観向上のための樹木の伐採についてであります。

そして、3つ目としましては、法隆寺駅北口から法隆寺までの間での案内サインの充実・花壇の設置であります。ほか、計画内容に合致しない意見が3件ございました。

ご意見の1つ目の電線類の地中化につきましては、この資料の6ページの、大きく書いている3. まちなか回遊性の向上の下の(7)電柱類景観改善事業において、そして、ご意見の3つ目の案内サインの充実につきましては、同じく6ページの(8)にあります案内板等整備事業において、本町固有の歴史的風致の維持・向上に寄与する事業として位置付けをしております。

そして、樹木の伐採につきましては、一方向からの視点ではなく、ほかの方向からの景観も考慮する必要がありますので、総合的に検討して

いきたいと考えております。

次に、本計画を策定する上で、記載されている歴史的風致の内容が現地と整合性が取れているかを国の担当者が現地確認をする必要があることから、10月の11日と12日の2日間、国土交通省、文化庁及び近畿地方整備局の担当者により、現地確認をされました。

そして最後に、本計画の国の認定までのスケジュールでございます。

先ほどご説明させていただきましたパブリックコメントや現地確認を終えましたので、今月1日から12月末までの2か月間の中で、本省と当計画の全ての表現方法や最新データへの更新などの最終作業である申請手続きをただいま進めております。

そして、国への申請時期につきましては、12月中に申請を行い、来年2月末には認定をいただくよう調整しているところでございます。

以上で、各課報告事項2番目、斑鳩町歴史的風致維持向上計画の国への申請手続きの状況についての説明とさせていただきます。

よろしくお願いたします。

委員長 報告が終わりましたので、質疑等あればお受けをいたします。
中川委員。

中川委員 細かいこと聞きまんねんけど、4ページのね、斑鳩神社の秋祭りの場合は、5集落で西里、東里、三町、五丁町、並松とあるねんけども、龍田神社の祭りのほう、3地区だけで終わっとるねんけど、これもやっぱり龍田青年団、東部、北部祭り実行委員会とか、括弧書きで入れたってもらうほうがええのと違うかな。どやろ。

委員長 藤川都市建設部長。

都市建設部長 この概要版につきましてもですね、今、承りましたご意見含めまして、国とまた最終調整の中で配慮させていただきたいと思えます。ちょっと国と協議、一応させていただきます。

中川委員　そこへプラス同じように、だいがくも、龍田地区でかて、だいがくも出してはるんでね、同じように書いといてもうたほうがいいのかな。

委員長　ほかにございませんでしょうか。　小野委員。

小野委員　私は都計審のメンバーでもありますし、11月7日の第1回都計審のときにも、このような議題があがっておりました。そのときは私はもう何も質問も何も一切、沈黙を保っていました。委員会と同じようにやっておりましたけども。その中でね、私は建水にも所属しておりますのでということで、都計審の会長にはそのように申しあげております。

そのときに委員さんからあがってきたことで、やはりこれは議会としてちょっといろいろな質問しておくほうがいいかなということで、持ち越している部分があるんです。ご存知やと思いますけど、担当者も同じですので、委員さんから、あれは岡本なのか三井なのか、岡原地区です。あそこの里道という、そこからの景観については素晴らしい位置、私は確認していないのでわかりませんが、素晴らしい位置であるということで。ただ、樹木が塔を見るのにはちょっと伐採する必要があるやろうとか。その方は、そこの里道の整備要望という形でされていたんですが、それはまた別の問題というんですか、しっかりした、やりますという返事はその時点ではいただいてないんですが、その点についてその後、担当者がその位置を確認したり、やはり里道の整備ということについては、建設課ですかね、そこらが担当してくるんだと思いますが、その後どのような調査とか、どのようにしていこうとされているのかね、お伺いしたい。

委員長　清水観光産業課長。

観光産業課長　今おっしゃったように、都市計画審議会の中で、ちょうど通称岡原という場所で里道の上で三塔、法隆寺、法輪寺、法起寺が見える一番ええ

スポットがあるんやと。その中で、前は見えててんけども、木が生えている中で伐採してそこを、まあこの重点区域ではありませんが、そこで一つのスポットというか、そういう場所をつけたらええん違うかというふうな意見をいただきました。

その中で、確認も、ちょうど岡原の里道のところでありました。その中で、今後町といたしましても、そういうええ場所があるねやったらまたいろいろ考えていきたいと考えております。

小野委員 考えていきたいというようなのでは、私は議員として納得できないんです。いいところがあるんだと、都計審のメンバーからそういうことも提案されていますので、それは実行に移してもらいたい、そのように思うんですが。いろいろな予算的な措置もせんないかんのか、それとか地権者とのいろいろな交渉もしなければいけないのかとか、そういう問題も含めてね、どのようにやっていくんですか。考えているのではないです、やっていくの方向に、その方の提案を受け入れてやっていくんだという形を、私はこの委員会では回答もらえるものだと、そのように思っておりますので、その点はどうなんですか。

委員長 藤川都市建設部長。

都市整備課長 ただいま委員のほうからご指摘いただいておりますが、この都計審の委員さんの中で1名の方からですね、その岡原からの地点のところが見え景色が見れる場所やというご意見をいただきました。ほかにもですね、斑鳩三塔も含めまして、周辺にはさまざまな視点があろうかと思えます。だから、すぐさまでですね、その1点をすぐに整備をしていくということにはならないかと思えますので、その点も含めまして、他の視点も全体的な観光をしていただくにあたってはですね、視点といいますか、視点場という中で、総合的に今後考えていく必要があろうかと思えます。

今、ご指摘いただいておりますように、そのご意見を反映するように、考えていく必要があるのではないかということでございますけれども、

すぐさまそれを反映して整備をするということには、今のところ、全体的なところを見ながら総合的に考えていきたいということでご理解を賜りたいと思います。

小野委員　　そういうふうな答弁でいつもほったらかしておかれたことがたくさんありますのでね、私はそれを一番懸念しております。

それと、ほかの委員さんですか、ほか、すぽっともってきてはったんかな。けどね、その方、委員さんでもやはり地域のことでいろいろ事情も詳しい方と私は認識してますし、その方があえて都計審の場で提案されていることについてはね、私は現場を見ていません。だから、どれぐらいの費用がいるようなことも言うておられるのか、何もその方とは直接話してませんしね。ただまあ、予算が伴うことであるんだと思いますので、それらについてやはり今の経費の中では賄いきれないのであったら、次の、補正予算まで突っ込んでくれとは言いませんけど、来年度の予算の中に反映してもらいたいと、そういうことまでちょっと触れておきます。

都市建設
部長　　今、ご指摘をいただいております部分、先ほどほかの委員さんから同じように話が出たかというご意見ございましたが、特別にあったわけはありませんが、常にあの付近であれば、岡本、法起寺ですね、法起寺を見れる視点、これも岡本の農地周辺にもたくさんあろうかと思えますし、今、ご指摘ありました、その岡原からの視点ももちろんあります。都計審の中でおっしゃったのはその1点でございましたですけども、ほかにもたくさんの視点がございます。そういったことも全体的なところを考えていく必要があるかというのが、先ほどの答弁させていただいた趣旨でございますが、ただいまご指摘いただきました、委員さんのご指摘の場所につきましてはですね、どういったことができるのかを、きちっとお話をさせていただく必要があるのかなというふうには思いますので、その予算等も含めましてですね、今後検討してまいりたいと思います。

委員長 ほかにございませんでしょうか。

(な し)

委員長 ないようですので、次に、(3) (仮称)法隆寺周辺地区特別用途地区の指定に向けた状況について、理事者の報告を求めます。井上都市整備課長。

都市整備課長 それでは、報告事項(3)番目、(仮称)法隆寺周辺地区特別用途地区の指定に向けた状況につきまして、ご説明をさせていただきます。

資料番号8の資料をご覧くださいませでしょうか。

まず初めに、今回、法隆寺周辺地区におきまして、新たな都市計画となります特別用途地区の指定を行っていくことといたしました背景から、順にご説明をさせていただきたいと思っております。

この資料の1番上のまちづくりの方針という枠内の記述をご覧くださいなのですが、斑鳩町におきましては、年間約100万人前後の観光客の方が本町を訪れられておりますが、現状、法隆寺のみを拝観され、すぐに別の観光拠点に移動されるという拠点通過型の観光形態が主流となっております。このため、本町が有するまちの魅力を十分に伝えきれず、なかなかリピーターの方がふえない、また、町でお金を使っただくということができず、地域が潤わないという状況にございます。

そうしたことから、まちそのものを観光の対象とする散策型・回遊型のまちなか観光への観光形態への転換を図り、観光まちづくりを進める方針を、町の総合計画や都市計画マスタープランなどにおきましても定めているところでございます。

しかしながら、まちなか観光を推進していく上で課題となりますのが、法隆寺周辺の土地利用規制の問題となります。

中段の、実現に対する課題というところの枠内の記述をご覧くださいませでしょうか。

まちなか観光への転換を進める上で、現状、法隆寺周辺地区におきましては、門前地区に一定、お土産物屋やレストランが集積しておりますが、それ以外には、観光客の方が歩いて楽しめるような店舗が少ない状況であります。

このため、法隆寺など観光拠点の周辺に、飲食店やお土産物屋さんや、ギャラリーなど、観光客の方に、まちあるきを楽しんでいただけるようなまちあるき観光拠点施設の立地を誘導していく方針といたしております。ところが現在の用途地域は、第1種低層住居専用地域という特に住環境の保全を図るべき地域となっておりまして、この第1種低層住居専用地域におきましては、店舗部分の面積が50㎡以下の、店舗と住宅とが兼用となっているものしか立地することができず、単独での店舗の立地はできないという規制内容となっております。

このため、新たにまちあるき観光拠点施設を建てようとした場合や既存の建物の用途を変更し、まちあるき観光拠点施設として利用しようとした場合、土地利用上の制約があつて、実現が難しいという課題がございます。

この課題に対する対応するために、新たに導入をしていこうとしております都市計画が、特別用途地区でございます。

一番下の、課題に対する対応という枠内の記述をご覧くださいませでしょうか。法隆寺の周辺は、風致地区や歴史的風土保存区域に指定されておりまして、これらの規制により、建ぺい率や高さの規模規制及び建築物や工作物の意匠・形態・色彩に関する形態規制を行っております。

こうした規制によりまして、今日まで歴史的な環境や良好な景観が保たれておりまして、今後もこの環境を維持していかなければならないと考えております。

このため、建築物の規模や意匠、形態につきましては、現行の規制内容を維持する中、新たに特別用途地区という都市計画の指定を行うことによりまして、まちあるき観光拠点施設の立地が可能となるよう、建築物の用途制限の一部を緩和し、現行の用途地域の補完を図ろうとするものでございます。

続きまして、2ページのほうをご覧くださいませでしょうか。

特別用途地区とはどのような制度であるかということでございますけれども、特別用途地区とは、用途地域内の一定の地区において、地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別の目的の実現を図るため、当該用途地区の指定を補完して定める都市計画となります。

特別用途地区の趣旨としては、主として用途地域による用途規制について、制限を厳しくしたり緩くしたりすることによって、当該地区の特別の目的を果たそうとするもので、制限の内容は地方公共団体の条例で定めることとされております。

ただし、用途規制を緩和する場合には、一般的に重大な例外を設けることとなりますので、国土交通大臣の承認が必要となります。

今回は、まちあるき観光を推進するという特別の目的のために、用途地域が第1種低層住居専用地域という住環境が守られております地域において、その住環境の保全が図れる範囲内でまちあるき観光上必要な建物を建てることのできるよう用途規制の緩和を図るということとなります。ただし、用途規制の緩和を図る上では、国土交通大臣の承認が必要となることがポイントとなっております。

続きまして、今回、特別用途地区の指定を検討している地区についてでございますが、次の3ページをご覧ください。

まず、地区の名称についてでありますけれども、仮称で法隆寺周辺地区という名称にいたしております。

次に、地区の所在についてであります。法隆寺1丁目の一部、法隆寺2丁目の一部となりまして、地区の面積が24.9haとなっております。

次に、現行の主な土地利用規制の内容についてであります。市街化区域で第1種低層住居専用地域となっております。また、第3種風致地区及び歴史的風土保存区域に指定されております。

本地区を選定いたしました理由でありますけれども、2点ございまして、1点は、地区内には法隆寺iセンターという観光案内所と町営駐車場が位置しておりまして、法隆寺を初めとする町内の各観光ポイントへの玄

関口となっているというところがございます。

2点目は、自治会の区域では三町というところとなりますが、この三町を中心に、まちあるき観光拠点づくりに向けて、商店街や住民の方々が勉強会を開催されるなど、地元関係者において機運が高まっているということでございます。

続きまして、今回、特別用途地区の指定を検討している区域についてでございますが、次の4ページにございますけれども、縮尺1万分の1の都市計画図をベースとした区域の位置を示した資料をお付けしておりますが、広域的な位置関係につきましては、こちらの地図で、またご確認をいただきたいと思います。

それでは、詳細な区域の範囲についてでございますけれども、次の5ページとなりますけれども、縮尺2500分の1の地図によりましてご説明させていただきたいと思います。

こちらの地図の中で、赤い線で囲まれた場所が、今回、特別用途地区の指定を検討しております範囲となります。

地区の境界を定めるにあたりましては、都市計画となりますことから、原則として道路や水路など地形や地物で境界を設定する必要がございます。まず、地区の南側につきましては、国道25号を境界といたしております。

また、地区の西側につきましては、法隆寺の参道、法隆寺門前線沿道のお土産物屋さんの1本西側でございます町道を境界としております。

また、地区の東側につきましては、国道25号にめぐみの郷という農産物の直売店がございますけれども、このお店の東側の道路、法輪寺や町の上下水道部の庁舎に至る道路となりますが、この町道を境界といたしております。

そして、地区の北側でございますけれども、主に市街化区域と市街化調整区域との境界を、この特別用途地区の境界といたしております。法隆寺の南大門から区域の東端までは約600mの圏域の距離となっております。

続きまして、今回、指定する特別用途地区内において、立地を可能と

する建物の用途の案ですが、資料の6ページのほうをご覧ください。

この表の1番左端の欄が、今回、用途規制の緩和を行い、立地を可能とする建物の区分となっております。

また、中央の欄につきましては、現行の用途地域における建築基準法上の取扱いを表しております。

最後に1番右側の欄につきましては、今回、新たに制定していくこととなります用途制限の緩和条例案におきまして規定を表しております。

この表の一番左側、区分の欄をご覧くださいなのですが、今回、まちあるき観光上必要な施設として、用途制限の緩和を行う建築物につきましては、①の物品販売店舗、②の飲食店、③の自家販売のための食品製造店、④の美術品又は工芸品のアトリエ又は工房、⑤の博物館、資料館等⑥のホテル、旅館、⑦の観光案内所等の7種類と、これらの7種類のうちの複合的用途、例えばレストランのなかでお土産物を売るスペースのある店につきましても、立地を可能としていきたいというふうを考えております。

用途制限の緩和に際しましては、周囲の環境への影響も考慮いたしまして、それぞれの床面積の上限を定めることといたしまして、①の物品販売店、②の飲食店、③自家販売のための食品製造店、④の美術品又は工芸品のアトリエ又は工房につきましては、こうした用途に使用する部分の面積の合計を250㎡以下といたしております。

また、あわせて、自家販売のための食品製造店、美術品又は工芸品のアトリエ又は工房につきましては、原動機の出力数の合計を0.75キロワット以下に制限することといたしております。

一方、⑤の博物館、資料館等と⑥のホテル、旅館、⑦の観光案内所につきましては、床面積の上限を1,500㎡以下といたしております。

最後に、特別用途地区の指定に向けた今後の流れについてであります。資料の7ページをご覧くださいませでしょうか。

特別用途地区の指定に向けた手続きの流れという標題の部分となりますけれども、特別用途地区の指定におきましては、都市計画の決定と用途制限緩和条例の制定の2つの手続きを並行して行っていく必要がございます。

います。この表の左側が都市計画決定の流れ、右側は用途制限緩和条例の制定の流れとなっております。

現在、素案に基づき、都市計画の決定に関しましては県との、用途制限の緩和条例につきましては、国、近畿地方整備局が窓口となっておりますが、国との協議を・・・実施しているところでございます。

今後、県及び国との協議が一定まとまり、また、先ほどご説明させていただきました歴史的風致維持向上計画の認定を受けましたのち、地区内の土地所有者さんや自治会等を対象といたしまして地元説明会を実施していくということとなっております。

地元説明会の後、都市計画決定手続きにおきましては、都市計画案の公告・縦覧を行うこととなります。その後、都市計画審議会において諮問を行い、ご意見を伺いましたあと、県の同意を受けて都市計画決定を行っていくという流れとなります。

また、条例案につきましては、国への承認申請を行いまして、承認を受けましたあと、条例案を上程しご審議をお願い申しあげまして、町といたしましては、来年度、平成26年度のできるだけ早い時期に都市計画決定及び条例の施行を目指し、手続きを進めてまいりたいと考えております。

以上、報告事項の（3）番目、（仮称）法隆寺周辺地区特別用途地区の指定に向けた状況につきましてのご説明とさせていただきます。

以上でございます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑等があればお受けをいたします。
中川委員。

中川委員 今の現行の用途地域の建築基準法上の取扱いに抵触している建物はないのかな。

都市整備課長 現在、法不適合というような形での建物はございますけれども、全体調査する中では、現行の中で抵触しているというのではないと。

中川委員 現行ではホテル、旅館立地不可ってなってるねんけども、旅館って
いう看板上げて営業しているところあるな。

都市整備 1件ありますけれども、これは基準前から建てられた既存不適格とい
課長 う建物でございます。

(「この基準が設けられる前に建ったやつ。調整の、既存住宅
みたいなもん」と呼ぶ者あり)

委員長 池田副町長。

副町長 その旅館もありますし、一番手っ取り早いのは門前のあの店舗ありま
すわね。あそこ、第1種低層です。あれはもう300平米以上あると思
います、上下足したら。あれはもう既存不適格。と言いますのは、今は
第1種低層住宅ですけども、その前は第2種住居専用地域、その用途地
域の以前は、都市計画区域でもないし用途規制もありませんでしたので、
以前から土産物屋さんを行っておられたと。そのために、今、課長申し
あげました既存不適格という状況になっております。新たに今の用途、
第一種低層住宅になりましたけども、これ以降についてこれを超える分
は建築されておらない、そういう説明をしております。

中川委員 今の答弁でいったら、建築基準法定められる前から建物があつて。

副町長 建築基準法ではなくて都市計画決定です。建築基準法とまた都市計画
は別のものですので。

中川委員 その前からあつて、不適格やけど認めていかざるを得ない建物がある
と。今度のこの見直し、緩和された案が通ったら、それには抵触する建
物は一切ないということで理解しといたらいいのかな。

都市整備課長 先ほど申しあげました既存不適格のものについては、やはりこの基準でいってもまだクリアできないところはあるんですけども。そういったものはございます。既存不適格のままということで、現状では不適合だということでございます。

委員長 ほかにございませんでしょうか。 木澤委員。

木澤委員 今回こうしてつくっていただいて、いろいろ進めていただくにあたって、素案をつくるのにそれぞれ地主さんとか、これからお話をされていくということですね。今の段階ではまだ商工会さんとかと既に話をする中で区域を決めているとか、そういう状態ではなくて、一応これ、町のほうでつくって、これから町内の団体さんとか、いろいろ土産物屋さんとかに話をしていくっていう状況ですかね。

委員長 井上都市整備課長。

都市整備課長 今、委員おっしゃいましたように、これから特別用途地区のその細部、中身につきまして、県と国との協議もございまして、それまでの中でですね、地元の土地所有者さんであるとか、自治会の方にもご説明をさせていただくという段取りになってこようかと思えます。

委員長 続いてどうぞ。 藤川都市建設部長。

都市建設部長 ただいまご指摘いただきますように、地元の方々とのお話につきましても、以前から三町まち歩き計画という事業計画、それから歴史的風致維持向上計画、この策定におきまして、地域の方も入っていただいております推進協議会ですね、歴史まちづくり推進協議会というところで行ういろいろご審議をいただきながらこの計画をまとめておりまして、この計画の中でこの地域についてはですね、一定の要件を緩和していこうとい

う話を皆さんでまとめていただいたということで、一定の理解はしていただいています。あと、具体的な手続きということで、住民説明会等がですね、先ほど課長申しあげました、この資料の7ページにございますような形でですね、説明会などを必要になったときは進めていって皆さまの理解をいただく、こういう流れで進めさせていただきたいと思っております。

木澤委員　そこが心配になったんであれですけど。例えばそやから商売人さんの方とかで、今後そういう意見が出てくるかどうかはわかりませんが、この決めたエリア以外にもっと広げてほしいと、そういう声が出てきたりして、それはまた今後の調整っていうことになるんでしょうけども、だからそういう点でね、ちょっと思いましたんで、質問させていただいたんです。

それと、さっき中川委員が質問されたこの資料ですね。ホテルの誘致、ちょっと私、勉強不足で教えてほしいんですけど、あれは風営法適用のやつだけに限るのか、ホテルを立地するには、審査委員会かなんかつくってやっていたよね。それとの整合性でいうとどういうふうになるんでしょうか。

都市建設
部長　そうですね。今、ご指摘いただいていますようにですね、旅館建築審査会のほうが当然ございますのでですね、内容につきましてはそこにもご報告をさせていただいて審議をしていただくということが当然必要になってくるかと思っております。

委員長　ほかにございませんでしょうか。　小野委員。

小野委員　また同じように都計審での話なんですけどね。これはまあ指定を受けるための資料ですし計画ですので、その中でもやはり住民が理解を得ていくためには、その地域にお住まいの方たちの今までからの要望というか、今までからのご苦勞願っていることもあると思うんです。そうした中で、

都計審、この地域にお住まいのメンバーの方からまた提案があったと思うんですが、そのことについては、都計審の間では審議というか議論する必要もないということで、まあその方も引き下がっておられるんですがね。

やはりこれはこの地域だけに限ってじゃないんですが、こういう特別用途区域とか、いろいろな規制をかけていく、指定していく段階でね、今までいけば、その計画が無秩序になってきていると言うたら語弊があるかもわかりませんが、その中の道路整備、それから水路整備、そういうものもあわせてね、指定を受けた段階でそれらも改善していく必要があるのかな、そういう提案もされていたと思うんです。だからそのことについてね、並行でまた地域入られたときにはこの前の都計審のように、いや、これはこういうことですからということでその人に理解してもらいましたけど、地域の方はもう真っ先にそのことをおっしゃると思うんです。ある程度のことをやはりこちらでプランを練って、それらについての説明をしていかなければ、これからの地域の方に理解を得るにはなかなか困難になってくるかなとちょっと心配してますねんけどね。それらについてのこともどのように考えて、もちろんこういう指定を受けてからの話になってくるかわかりませんが、それらの計画性を、やはりビジョンですか、そういうものを持っていくのがやっぱり行政の役目だと思いますので、その点についてどのように考えておられますか。

都市建設
部長

ただいまご指摘いただいておりますのは、都市計画審議会の中で委員の皆さま方からですね、いろいろ地域に対する願いといたしますか、今の問題点等々、ご指摘もいただいております。その中で一番大きいのはですね、地域の道路がやはり広くないと、まあいうより狭いということで、その狭い道路の多くの交通が流れてきて、今現在でも安全に通行しにくいという状況の中でこういったまちあるき観光を推進すると、また多くの観光客の方もお歩きになるだろうということで、出ておりました意見としても、道の拡幅ですね、あるいはバイパス道路といったところを具体的なご意見としていただいておりますのが当日のお話でございました。や

っぱりそういうご意見につきましては、現状の交通の状況も確かにそういう問題もあろうかと思えます。これをどういうふうな形でですね、改善をしていくかということにつきましては、この歴史的風致維持向上計画の中には、道路の拡幅とかあるいは水路整備とかいった具体的な事業は明記はしておりません。しかしながら実際に進めていく中では、地域の皆さまにいろいろご相談申しあげて、必要なところ及び可能なところはですね、やると、整備をして少しでも改善していくというところについては、当然考えていく必要があるかと思えますので、今後ですね、今現在具体的にはなっておりませんが、皆さまとも相談させていただきながらですね、よりよいまちづくりになるように進めてまいりたいと思っております。

委員長

よろしいでしょうか。

次に、（４）斑鳩町まちなか観光景観形成事業補助金交付要綱（案）骨子について、理事者の報告を求めます。 清水観光産業課長。

観光産業
課長

それでは、各課報告事項４番目、斑鳩町まちなか観光景観形成事業補助金交付要綱（案）骨子について、ご説明させていただきます。

先ほど説明させていただきました斑鳩町歴史的風致維持向上計画が国の認定を受け、また、今、都市整備課長から説明のありました（仮称）法隆寺地域特別用途地区の指定と同時に、今回お示しさせていただく要綱（案）の施行を考えております。

これにより、本町の長年の課題であります法隆寺を中心とした拠点通過型観光から世界遺産のある本町固有の歴史的な町並みや景色を楽しみながら歩いていただくことができるよう、散策・回遊・着地型のまちあるき観光に移行でき、観光客の方々に法隆寺だけではなく、残された歴史的価値のある建物の修復や歴史的町並みに調和した店舗展開などによる活力ある歴史的空間の整備を積極的に行うことで、歴史的資産を維持活用した良好な生活環境と活力ある地域のまちづくりにつなげてまいりたいと考えております。

それでは、資料9に基づきまして、内容の説明をさせていただきます。
まず、1ページをご覧くださいと思います。第1、目的でございます。

法隆寺をはじめとする世界文化遺産が存する本町の魅力ある歴史的な町並みの維持を図りながら、観光まちづくりを推進するために、それらを目的とする修景施設の新築、増築、改築、改修、移設等を行う者に対して、斑鳩町まちなか観光景観形成事業補助金を交付するためのものがあります。

続きまして、第2、用語の定義でございます。

恐れ入りますが、6ページをご覧くださいと思います。赤色のラインで示しておりますのが、歴史的風致維持向上計画で記載されている重点区域でございます。

次に、青色のラインで示しておりますのが、特別用途地区でございます。観光まちづくりに資するために、建築制限の緩和を行う範囲として設定しております。

そして次に、オレンジ色の丸印で示しておりますのが、歴史的風致維持向上計画で指定しております歴史的風致形成建造物でございます。

歴史的風致維持向上計画にて意匠、歴史性などの観点からその保全を図る必要があり、歴史的風致を維持及び向上させる非常に価値がある建造物として、3件を指定しております。

次に、緑色の丸印で示しておりますのが、重点区域の近代和風建築物でございます。奈良県近代和風建築総合調査報告書に記載されている建築物4件を示しております。

また、恐れ入りますが、1ページに戻っていただきまして、用語の定義の4番目の修景でございます。

対象となります修景につきましては、建築物の外観を歴史的町並みに調和する新築、増築、改築、改修、移設等をする行為とします。

続きまして、第3、補助対象者でございます。

まず、1つ目の要件でございますが、歴史的風致維持向上計画の重点区域内における歴史的風致形成建造物及び奈良県近代和風建築総合調査

報告書に記載されている建物、そしてまた、恐れ入りますが7ページをご覧くださいと思います。

先ほど都市整備課長から説明のありました（仮称）法隆寺地域特別用途地区において立地可能とする建築物の用途（案）の一番左の区分に示しております用途に供する建物を対象といたします。また、すみませんねけども、1ページに戻っていただきたいと思います。

次に、2つ目の要件でございますが、町税に滞納がない者でございます。

最後に、3つ目の要件でございます。この要綱による補助金の交付を受けようとする修景事業に関して国、県、町の他の制度による補助金を受けていない者でございます。

これらの3つの要件を満たす者に補助金を交付させていただきます。続きまして、第4、補助対象事業及び補助金の交付額でございます。また、4ページと5ページの資料で説明をさせていただきます。

4ページをご覧くださいませでしょうか。

まず、一番左の補助対象区分でございます。住宅等修景費と、下の外構修景費を補助対象といたします。

次に、補助対象経費でございますが、住宅等修景費につきましては、建物の新築、増築、改築、改修、移設等に係る工事費のうち外観に係る経費、建物の外観における色彩の修景費及びこれに伴う建築設計費でございます。

下の段の外構修景費につきましては、道路面に面する部分の塀、門、生垣等の整備に要する工事費及びこれに伴う建築設計費でございます。

次に、対象項目としまして、建築物、塀、門、生垣、植栽としまして、これらの修景基準につきましては、国の補助事業であります街なみ環境整備事業の補助内容と整合をとった内容といたしております。

次に、その隣の補助率でございますが、補助対象経費の3分の2以内といたします。補助金交付額の内訳でございますが、3分の1が国、3分の1が町であります。

次に、1番右端でございますが、補助金限度額でございます。建築物

につきましては、歴史的風致形成建造物は1千万円、その他の建築物は300万円としまして、共に1棟につき1回限りの交付とさせていただきます。

そして、塀、門、生垣、植栽につきましては、歴史的風致形成建造物は30万円、その他の外構施設は70万円として、それぞれの項目ごとの交付といたします。

次に、5ページでございます。補助対象の箇所でございます。

補助対象箇所を上と下の2種類に区別しております。基本的には、道路から見える範囲といたしまして、二重線で示している箇所であります。ただし、歴史的風致形成建造物と奈良県近代和風建築総合調査報告書に記載されている建築物につきましては、歴史的風致を形成するための重要な構成要素であり、外観全体をもって構成された歴史的な価値のある建物でありますので、外観の全てを補助対象と考えております。

続きまして、また恐れ入りますが、2ページに戻っていただきまして、第5の補助金の交付申請から第8の完了検査についてでございますが、補助金の交付の申請をしようとする者は、必要な書類手続きを行うこと、交付決定前に都市計画法、建築基準法等関連法令における手続きにおいて、事前に必要な許可等を受けていること、そして、完了検査を町職員で行う旨を記載しております。

次に、第9、現状変更の制限等でございます。

1つ目といたしましては、補助事業者は、補助対象となった修景施設において、補助事業が完了した後、10年間、補助対象となった修景施設の外観を変えるような現状変更行為をしてはならないこと、2つ目としまして、補助対象となった修景施設の保守及び保全に努めること、3つ目としまして、補助対象となった修景施設を第三者に賃貸し、又は譲渡した場合は、前2つの要件を当該第三者に継承することとしております。

最後でございますが、第10、施行でございます。

施行日につきましては、(仮称)法隆寺地域特別用途地区の施行日と調整をいたしたいと考えております。

以上で、各課報告事項4番目、斑鳩町まちなか観光景観形成事業補助金交付要綱（案）骨子についての説明とさせていただきます。

以上でございます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑等があればお受けをいたします。
ございませんでしょうか。 木澤委員。

木澤委員 歴史的に価値のあるものを残していこうという意図だということを出していただいているんですけども、ええとかあかんとか言う前にちょっと。対象になっているものが、何かのあれですかね、あれに載っているものということで指定されていますけども、その根拠がもうちょっと何か説明いただかないとよくわからないなど。

補助金についても国、県、町の他の制度による補助金を受けていないものということですが、例えば国や県がどういう指定で補助金出しているとしたら、その根拠というんですかね、どういうものとして扱っているのかとか、ちょっとその辺のところがよくわからないんです。教えていただけますかね。

観光産業課長 まず、この補助対象物の件でございますが、法隆寺周辺地域において地域固有の、今、このうちの計画書、歴史的風致維持向上計画の中で、法隆寺周辺地域において、地域固有の歴史まちづくり、観光まちづくりを進めていくためのまちあるき空間を創出していく重要な構成要素で、重要な構成要素という中で、歴史的風致形成建造物や何度も申しております近代和風建築というふうなことが今回この補助を出していく、将来こういう建物は個人では続けてやっていけない、維持をやっていけないという中で、国も町も補助金を出して行って維持をしていていただくと、そうした場合、それを半分ずつ補助していくというので、こういう要綱（案）ということで、骨子に提出させていただいております。

そしてもう1点の、その他の制度による補助金を受けていないものという中で、今回この補助金、国の補助金の中では、まちなみ環境整備

事業という補助金を国からとってきます。その中でこれにあわせて、町も補助金をそれにプラスしていくと。いろいろな他の修景補助金は国もいろいろありますが、まずその補助金でやっていくと。それで他の補助金をもらっている方に対しては、例えば耐震診断、耐震改修の中で外壁、耐震補強をして補強した柱、そしてこっちで修景していったら、外壁を修景していくという中では、その柱はこの補助金には抜いていくというふうな形になっております。

木澤委員 私もちよっと聞き方もよくわからないような聞き方をしたんですけども、これそやらか国も補助金出すというふうに了解はされて出しているんでしょうけども、そやからこの歴史的風致形成建造物及び奈良県近代和風建築総合調査報告書、これは国のほうとか、まあ県のほうの機関が調査して、そういう重要なものだというふうに指定しているものだと。だからこれの作成はどういう団体でどういう経緯から出てきたのかというところを説明いただいたほうがわかりやすいかなとちよっと思っただけですけども。これに載ってますよという説明だけじゃよく理解できないなど。

委員長 藤川都市建設部長。

都市建部長 今、ご指摘の2点ございます。歴史的風致形成建造物、それと奈良県近代和風建築総合調査報告書による建築物の2つあると思います。

まず、1つはですね、奈良県近代和風建築総合調査報告書に記載をされている建物につきましては、県の方で総合的に調査をされ、町内の建物の中でピックアップをされた、こういうものでございます。

それと、歴史的風致形成建造物につきましては、この歴史的風致維持向上計画の中で設定をしておりますが、概要版にも載っているんですけども、この計画書の中で認定をしていただく3棟ですね。この中で決めている。国が決めたのではなしに、町のこの計画で設定をして、それを国が認めていると、こういう形で決定をするものでございます。

木澤委員　　そうしましたらね、この要綱の中にもこの計画で位置付けられたものについてということについても、はっきりと謳っているほうがいいんじゃないかなというふうに思うんですけども。

都市建設
部長　　この補助対象というところで、今のご指摘は、恐らくこの補助対象のところの（１）のところですね、重点区域内における歴史的風致形成建造物なり近代和風調査報告書に記載されている建築物と、この前に、この歴史的風致向上計画に搭載をされているということを付け加えたらどうかと、こういうことでよろしいでしょうか。

木澤委員　　表現の仕方はお任せしますけども、だからまあ住民の皆さんにやっぱり理解していただくのに、どういう位置付けでこういう補助金を出すのかなというのがより明確になったほうがいいんじゃないかなというふうに思いましたんで。

都市建設
部長　　すみません。ただいまご指摘いただいております点につきましてはです、実はこの、反映しないというわけではないんですけども、この第２の用語の定義のところですね、重点区域という定義がございまして、この中にですね、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づくうんぬんかんぬんと。その斑鳩町歴史的風致維持向上計画に記載されている重点地域ということで、記載させていただいておりますので。今はこの部分でこの計画書に載っているというところを読んでいただこうということをつくっておりますので、たびたび同じこの長い名前が重なってくるということですね、ここでの記載でご理解をいただけたらな、こういうふうには今のところ思っております。

木澤委員　　文言はお任せしますんで、またちょっとできるだけわかりやすいような形で書いていただきたいと思います。

委員長

まだまだ質問があると思いますけども、ここで一旦休憩を取ります。
55分まで休憩いたします。

(午前10時35分 休憩)

(午前10時55分 再開)

委員長

再開いたします。

他にございませんでしょうか。 小野委員。

小野委員

ちょっとお聞きしたいんですけどね。第9の現状変更の制限等というところで10年間外観を変えるような現状変更行為をしてはならない、まあこのただし書きは別にしてね、もしそれを変更された場合の罰則規定というのは設けることができなかつたのか、していないのか。

それと、その3項ですか、その第三者に賃貸した、譲渡した場合は継承させなければならないと。これはまあ努力目標かなとか思っているんですが、これらについては単にしてはならないとかね、させなければならないというような表現できてあるということやし、どうなんですかね。それらについては。どういう具合に対処、もしそうされた場合はどういふことを、補助金を交付した町としてはどのように考えておられるんですか。

委員長

藤川都市建設部長。

都市建設
部長

この補助につきましてはですね、先ほど説明、課長のほうから説明ございましたように、国の補助も入れていくということでございますので、一定、国の進め方といいますか、にものっとなっていく必要がございます。その中で、基本的には違反をされると返還を求めていくということになるのが基本でございます。具体的にはどういう形で入れるかは今後また、今、ご意見もいただきましたので、検討もして反映できるものは反映していくという形で整理をさせていただきたいと思っております。

小野委員　これね、3項に継承させなければならないということあるんですよ。だけど実際問題としてね、私は、自分の仕事のことでのあるんですがね、やはり土地を転売された、そしてその隣接とのいろいろな境界のことで前所有者との境界のことで取り決めがあった、協定書ですね。その転売するときには継承してくるということで、その転売された人がやはりそういうふうに確認したということで判を押しておられるんです。だけど、その人に今度この土地を触るときに、これを継承しているんやからやろうやと言うても、個人的なものすごいあれがあって、それをしないと、どうにでもしてくれと。例えばこの、継承させなければならない、その前の所有者が継承をしている、だけどそれをした人間は別に守る必要ないやろうと、そういうことも起きてくるんですよ。

だからね、それらについてはやっぱりはっきりとね、どこかで謳ったほうがええんと違うかなと思う。また今、部長は国の補助もあるので、国とも、国もこないなってるんやと思います。でも、率直に言うて補助金はやっぱり、もう言おうとしていることわかってますやろ。やっぱり税金から補助金出しています。全体の皆さんのから。せやから、こういうことをしてはならないということであっても、この人らの善意に、善意というかそのモラルの問題やというような簡単な片付け方では、私はすませてもらっては困ると思いますのでね。そこらは、国はもうそういう、国も同じことなんですけどね、国はもうそこまでええやんかというように思っているのかもわからんからね。町からの補助金だけでも返還してもらおうというようなことは、これは町の要綱ですから、特にやってもいいんじゃないかなと私は思います。

都市建設
部長　今、先ほどご答弁をさせていただきました中で、ちょっと不明瞭な答弁になったかと。これは申し訳ございませんが。基本的にはですね、今、委員おっしゃっていただきますように、税金を投入していくわけですから、有効にしていく必要がございますので、そういった要綱の部分につきましてもですね、明確にですね、記載するなり整備をしていきたいと

思います。

小野委員　それともう1点、お願いしたいんですが、どういうあれでも補助金のことでも、特別の理由等により町長の承認を受けた場合という、この町長が特別の理由と認める形、例えば用地買収に応じてもらっているとか、そういう公のもので変更しなければいけない場合とか、そういうもののマニュアルっていうんですかね、そういうものをやはり、どの要綱でもそうですが、特に町長の承認を受けた場合とか、特別な理由を町長が認めるという場合の、その特別な理由というのが、まさしくもやっとしたものになっている可能性がありますので、そこらもちょっと明確に。これは町長が判断した、町長が個人的に判断するんじゃないんですから、やはり基本には先ほど部長が言うたように、税金を投入している、皆さんのお金であるという意味をしっかりと認識してもらいたいと、そのように思いますねんけど、それでよろしいですか。

それでよろしいですね。お願いしておきます。

委員長　ほかにございませんでしょうか。

(な し)

委員長　ないようですので、次に、(5)大和川水系河川整備計画(案)について、理事者の報告を求めます。川端建設課長。

建設課長　それでは、現在、国のほうで進められております大和川水系河川整備計画の策定のご報告と説明をさせていただきます。

国土交通省近畿地方整備局において、大和川における国管理区間を対象に、今後おおむね30年間で実施する川づくりの目標や、具体的な整備内容を定める大和川水系河川整備計画の策定を進められています。

この大和川水系河川整備計画は、平成9年の河川法改正に伴い、河川の整備計画で水系ごとの工事实施基本計画が策定されていましたが、新

法では、工事实施基本計画で定めている内容を、河川整備の基本となるべき方針に関する河川整備基本方針と具体的な河川整備に関する事項、河川整備計画に区分して計画することになっています。

また、河川整備計画につきましては、具体的な川づくりが明らかになるよう、地域の意向を反映する手続を導入されています。なお、大和川の河川整備方針は平成21年に策定されている状況です。

それでは、大和川水系河川整備計画についてご説明いたします。お手元には、大和川水系河川整備計画原案の概要版をお配りしています。この原案の概要版で簡単ではございますがご説明させていただきます。

この河川整備計画は、大きく、流域及び河川の概要、大和川の現状と課題、河川整備の目標に関する事項、河川の整備の実施に関する事項にわけて計画されています。

まず、流域及び河川の概要につきましては、流域の地形・地質、歴史・流域との関わり、治水の特徴、改修の経緯、自然環境・景観の特徴などが説明してあります。

次に、大和川の現状と課題では、治水、利水、河川環境、河川空間の利用の現状と課題を説明している状況です。

次に、この事項につきましては、河川整備に関する基本的な考え方を示し、河川整備の目標を計画しています。ここで主要な考え方ですが、大和川は、都市化が進み、資産の集積が進む中流部の奈良盆地や下流部のゼロメートル地帯である大阪平野を流下しているため、洪水が発生すると甚大な被害が予想されます。そのため、流域全体の治水安全度を早期にバランス良く向上させていく必要があるということから、河道整備だけでなく、中上流部における流出抑制や洪水調整施設の整備等も行います。なお、洪水調整施設の整備においては、大和川流域上流部の山地では谷が浅く、集水域が小さいため、ダムに適地がないということから遊水池の整備を基本としていきます。さらに、流域の人々の生命や財産を守るために、予備警報の発表、関係機関との出水・災害対応、防災教育への支援、過去の洪水被害の経験や心構えの継承等、自助、共助、公助の機能強化を謳って、ハード・ソフト両面の総合的な対策の推進をす

ることになっています。また、環境面においても具体的な目標設定をされているところでは、

また、ここでの河川整備計画の対象区間、大和川本流、石川・曾我川・佐保川の合流点も含んで48.3km、河川整備計画の対象期間としては、冒頭で申しあげましたおおむね30年を示しています。

このように、上下流・本支流の治水安全度バランスの確保、戦後最大規模となる昭和57年8月の洪水と同規模の洪水を安全に流下させることを目標として、河川環境の整備の目標もあわせて計画されています。

次に、河川の整備の実施に関する事項では、量的整備として、総合治水対策、遊水池の整備、河道整備の実施方針・方法及び位置を示し、河川環境の整備と保全に関する事項を詳しく計画しています。お手元の概要版の16ページから17ページの中で見てもらえば、点線で囲んでいる区域があります。下流から30キロから36キロの位置を示しています。この間には斑鳩町、河合町、安堵町、川西町が範囲となっています。これは、先ほど基本的な考え方の中で遊水池について、中流部の遊水池の設置位置の考え方を示しております。

以上が、大和川水系河川整備計画の概要となります。現在、国において確定に向けて順次事務を進めておられます。確定いたしますと公表することになりますので、今後、ホームページ等で公表されると思います。

続いて、今回の河川整備計画で計画されている遊水池の整備でございますが、国としてはより具体的な遊水池整備計画を立てるため、各種調査を実施されているところです。斑鳩町においても三代川下流域を中心として、近隣の自治会等関係団体のご理解とご協力のもと、ボーリング調査などが今後行われますので、これにつきましてもご報告をさせていただきます。

以上が、大和川水系河川整備計画の報告と概略ではありますが、ご説明とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑等あればお受けいたします。

小野委員。

小野委員　この概要版についてはどうのこうのという質問はないんですがね。今、ちょうど課長が言うてくれた16ページ、17ページ見ていてふと気がついたんですがね。12年でしたかね、富雄川の溢水で、高安西団地のほうが浸水したと。あの時点でね、いろいろ議論というよりは話も議会からも出たと思うんですがね。右岸側と左岸側、右岸側は低いですよ、1mほど低いです。当然やというような、あのとき、ことも、なんかちらっと外野で聞いたんかわかりませんがね。だからしゃあないんかなと、右岸側を築造っていうんですか、築堤することはだめなんかな、今までの慣習からもだめなんかなとかいう、私はあまりおかしいなと思いつながらきていたんですがね。やっぱり県も同じように河川の整備計画というのを持っているはずなんです。富雄川の管理してんねんから。そしたら、国と同じ形でいけば、今の16ページ、17ページのこの築堤っていう改善の仕方、これは河川を整備していく上ではもう基本の基本だと思うんです。だから、当然左岸側が、あれは今、町道になっているんかな、それでまあ高さが違うということはね。これは改善する必要がある、早急にすることがあるんじゃないか。まして平成12年に溢水ということを起こしていますからね。だから、それからずっと秋葉川、それからその上流、富雄川の右岸側も低いと思うんです、現実に。これはやっぱり県にしっかりと働きかけをする必要があると思うんですが、今までに右岸側が低いということについて、町から県へどのような要請をされていたのか、またそれをどのように受け止められていたのか。県としては、いやもう何も要請がないからそれでいいんやというような思っていたんか。その辺の経緯、これを今見てはと思ったんですが、町としてはどういうことをされたんか。またこういう、国交省の今後の河川での基本的な形、総合治水対策ですから、同じような形で県へ早急に申し入れをやってもらいたい、そのように思うんですが、どうなんですか。

建設課長　平成12年の溢水のとときの富雄川、右岸はさらに低い状態というのは確認しております。今現在、土嚢2段積んでという形で、応急的なこと

を行っております。この件につきましては、県では郡山土木管轄ですんで、そういう状況を何度か改善するよとということ、河川改修も早く進めてということになりますねんけど、その局地的な、部分的な改修も要請をしております。

また、そのためというのではないですけど、この区域に水位の水位計と警報装置付けて対応していくという県の考えで付けてもらったこともありますんで、現在もそのことについては県に要望していきたい。今後でもできるだけ応急的な措置ですね、そういう形で築堤、築堤というんかちょっとあげてもらおうようなことを考えられないかということで要望していきたいと思っております。

小野委員 応急的な措置からもう10何年経っているんです。土嚢積んだまま。警戒もいろんなこともやってもらっていると。けどね、地域の人にとっては不安なんですよ、いつもね。こういうのが原則なんですから、これらをもってでもね、早く築堤できるように、そんな応急的な処置だけでしてもらっても、河川改修が下から上がってくるからそれを待っていると、そんなようなことではやはり話はおかしいと思います。河川の整備というものはこういうものですよと。これ、そうなんですよ。国交省が出しているんです。

同じように県もせんなあかん。そんなん県にも早急に、そうして溢水という、平成12年に、そのいろいろな要因で溢水が起こったんですね。第一が同じ高さだったら起きてないかわからないですよ。はっきりいって起きてないんですよ。だから、当然こういう形にしてください。堤防が高さが違うということはね、そんなもんおかしいんですよ、もともとからね。ただ、なんか昔からのあれがあったのでとか、外野でいろいろ言うてる人がいたのでね、県も何もできないのかなとか思ったりも。するべきやと思うしね。もっと強力にね、その高さ、築堤を先にやってもらおう。河床下げるのはまだいろいろな解決しない、いけないことがたくさんあるということで、なかなか上がってきてないけど、幸いにこの13年間、溢水ということは起きてないんですね。けど、雨が降るたび

にやはり不安でそういうふうな警戒もしてもらっている。だから、それをもう1 m、向こうと同じ、左岸と同じ高さにしてもらえれば、もっと安心できる、そない思いますねんけどね。ぜひとも、副町長、さっそく動いてください。お願いします。

委員長 藤川都市建設部長。

都市建設 申し訳ございません。終わっていただいたみたいなことやったんですが、申し訳ないです。

さっきちょっと1つお話をさせていただく必要があったかと思うんですが、もちろん課長申しましたように、今日までもですね、県のほうといろいろ協議も重ねてまいっております。要請もしてまいっておりますが、実現できてないというのが現状でございますが、つい先日もですね、地域の方々と、あるいは県会議員さんも交えてですね、土木事務所の所長さんともこういったお話をさせていただいていまして、そういった要請は現在も引き続きさせていただいていると。ただちょっと確かに現実的には堤防の工事はなされていないんで、今のところは河川整備全体の進捗でという話になっているようでございますけども、これからもですね、機会があるたびにできるだけ早期に改善できるように、またお話も続けていきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

小野委員 そないしてやっただいて、河川整備の中でね、提塘の高さがね、やはり同じようにするような計画なんですか。もう今まだ高さはそのままなんですか。その点、わかりますか。

都市建設 確か一緒の計画になっていたかと思えます。下を下げたてですね。

(「一緒やな。こっち一緒なると勘違いするで。現状に一緒ってきっちり説明せんと」と呼ぶ者あり)

都市建設 申し訳ございません。左右の堤防の高さは基本的には同じということ
部長 にしなければと、今の計画はなっております。

委員長 ほかにございませんでしょうか。 木田委員。

木田委員 今も言うておられますねんけどもね。私は一番のなには、この出水時期にね、やっぱり井堰の固定した差し板が、もう今までから一番問題やというふうに思っております。というのはやっぱり60cmもあるような差し板を固定してでんな、そして水が出たときにもそれが取られへんというのがやっぱり一番の今の出水したときの心配事やというふうに。だからその井堰をもっと簡単に、今やったら技術から言うても出水してきたらそれをすっと抜けるような形にできると思うから、そっちのほう、先やってもらったらですな。2箇所もそういう60cmもあるような差し板の井堰があるという自体が、今のご時勢にはちょっと向いてないのではないかなと。

やっぱり河川の改修は下流からと言うていつまでたっても来ないちゅうことは、河川の溜まった土とかは一応、年に1回ぐらいは浚渫とかしてもうてるけども、やっぱりそれは上流でいろいろな工事されておってその堆積物が溜まってそないなんねんから、やっぱりそれもある程度水流として流れたらそんな心配はないと思うから、そういう農繁期っていうんですか、その3月か4月頃から10月末ぐらいまでですな、やっぱり農業してはる地域の人にはやっぱり水が大切やから。しかし、その出水のときにはやっぱりそんだけ分はやっぱり水位が上がるということですね、やっぱりそれに対してどういう方法があるのか、研究してもらわなわからへんけども、そなん今これからずっと上流まで登ってくるのになかなかまだ、安堵井堰のあれもまだ話がついてないというような形やったら、これからまだ何十年も先になってしまうのに、それであればやはり農業用としての井堰の固定した差し板ですな、それをなんとかこう改善してもらおうように、県のほうへ考えてほしいということをお願いしたいと思います。やっぱりそなん60cmもあったらやっぱり

そんだけ分水位が上へ上がるねんからね。だから、今年はそれほどでもなかったけども、今までから、溢水してからでも13年ですか、なるけど、その間にもやっぱり2回や3回はやっぱりそういう心配もあったからね。やっぱりそういうときにずっと差し板の代わりにその井堰を調節できるような設備ちゅうんですか、それを、施設をつくっていただいたら、それほど心配ないのではないのかなと、私はそういうふうに。

基本はやっぱりそら河川改修やと思いますねんけどね。そこまでの一時的ななにになるかもわからへんけど、その心配をなくするにはそれが一番早いのではないのかなというふうに思いますねんけど。そういう要望、私、今までから一般質問でもさせてもろてるけども、その井堰の差し板について、県のほうはどういうふうに返事しておられますか。

委員長 川端建設課長。

建設課長 今、現状にある井堰の問題ですねんけど、井堰自体は差し板入れているのは確かですねんけど、水利組合等の管理になります。その井堰を改修するとなると、今、現状を改修するとなると、水利組合等が計画をあげていかなということになりますねんけど、結局、井堰の改修につきましても、河川改修によってやっていかなければ二度手間になるというかそういうこともありますんで、そういう状況もあるかと思います。

今後、この整備については、県もいろいろ考えていくものと思いますねんけど、ただ、今、改修をしますと、水利組合等の負担等が大きくなるという状況があるかと思います。

木田委員 だからね、出水時にその差し板が入っているというので水位が上がるということをやっているわけですよ。だからその出水するときにはでんな、差し板の代わりにそういう設備をして、それをあげられるように工夫してもらいたいなということをやっているわけですよ。だからそら川の上になんかを渡して、そうして差しといて、また電動式で出水したらぱっとあげるとか、なんかそういう方法あるのと違うかなというふう

に、私はそういうふうに思いますねんけどね。やっぱりそんな固定式になっておったらもうずっとそのままの状態、雨降るたびにそんだけのが上へ上がって、水位が上がってくるねんからね。やっぱりそのところ、もっと県のほうとかも考えてもらいたいなと思うねんけど。

そら農業用水やから必ずそら水はいるねんから、それを取り外すということはできひんねんから、やっぱりその点を考えてもらいたいなというふうに思いますねんけど。

県のほうでもやっぱりそれは考えていただけるのかどうかでんな。今、川端課長言わはったように、それは井堰の改修については、井堰は改修することいらへんですやん。その差し板してあるやつをなんとかほかの方法でできへんのかなということを知っているわけですね。だから、河川の改修につれて、そらだんだんとそういうふうに改良はされていくと思うけども、そこまでの処置としてでっせ、やっぱりその差し板の代わりになんか方法で出水してきたらずっと上げられるような方法はないのかなということを知りたいなということをお願いしているわけですねんけどね。そんなんはもうできへんですか。今のこの技術やったらなんぼでもできるのと違いますの、そんなん。

建設課長 その井堰の改修につきましては、今現在のところ自動転倒ゲートとか、そういう転倒ゲートは整備することは、可能は可能です。ただ、基本的には、ちょっと今、何回も申しましたけど、今現状の井堰につきましては、水利組合が管理しております。その現状を改修するとなると、水利組合の負担ということになります。転倒ゲートをするにはかなりの費用等かかります。ただまあ、治水を考えたら、あくまでもそんなん水利組合だけじゃないやんかと、県も考えたらいいんじゃないかということもありますねんけど、これに関しては、今の状況等、県等へも相談しておりますんで、こういう状況があるということも県に報告して協議はしていきたいと思います。

木田委員 それではね、皆さんやっぱり周辺の人が心配してはるようなんを解決

方法にはならへんと。やっぱりこれは基本的には河川改修が来るまではもうじっと待っているというような形の返答しかなくてないというふうに、私はそういうふうに思いますのでね。

まあ、今現在でも世界中でいろいろなところで災害起きているけども、やっぱりこの一応12年の溢水のときにはかなりの方が被害を受けられたということで、私もそれからもう何回も言ってますけども、やっぱりそれをなんとか早いこと改修するのが行政のなにと違いますのかなというふうに思うのでね。また、やっぱりそれも研究してもらって、それであかんのやったらあかんけども、やっぱりあの一級河川の中でもそういうふうな方法を取れるのではないかなと。やっぱりもうずっと半年以上の間、固定されているような状況やなしにですね、なんかのときに、そういう災害の心配があるときには、すっと抜けるとか移動できるとかいうふうな方法をですね、考えてもらいたいなということを申しあげておるのであってでっせ、だから、今まだ東洋シールのあそこの安堵井堰のところでもまだストップしておるような状態やったら、なかなかやっぱり上のほうまで上がってこないということですね、まだ、これからもずっとそういう心配があるのではないかなというふうに思うので、そういう方法も考えてもらいたいなということを申しあげておるのであってでっせ、そんなもんできへんのやったらできへんでもそら結構やけども、せやけど、それやったらそれなりのなにて、スピードをもってやっぱり河川改修をやってもらいたいということをお願いしておきたいと
思います。

以上です。

委員長 ほかにございませんでしょうか。 中川委員。

中川委員 ちょっと大和川水系のときに富雄川ずっと出てあるねんけど、私も富雄川で1つだけ教えてほしいんですわ。今、言わはるように、河川改修したときに、その井堰ってやっぱり物理的に河川下げるねんから井堰もやっぱりやり替えるのかな。それだけ、1つだけ教えておいてください。

建設課長 井堰も一応水利組合と協議して改修を行うという計画はあります。ただまあ、井堰の数とかありますんで、その調整とかいろいろあるかもしれませんねけど、基本的には、そのあった井堰は改修すると。

委員長 よろしいでしょうか。ほかにございませんでしょうか。

(な し)

委員長 ないようですので、ほかに理事者のほうから何か報告しておくことがございませんでしょうか。 清水観光産業課長。

観光産業課長 紅葉祭り及び斑鳩町産業まつり2013の開催についての報告でございます。

1つ目の紅葉祭りについてであります。観光協会により11月30日と12月1日の2日間、県立竜田公園で開催されます。

11月30日でございますが、午前10時より竜田川水難無事故祈願、鯉逃がしが執り行われます。また、例年とおり、各種バザー、フリーマーケット、茶会等が開催され、12月1日につきましても、前日と同様に各種バザー等が開催されます。

次に、斑鳩町産業まつり2013についてでございますが、12月8日に中央公民館で開催いたします。

内容でございますが、12月広報においてチラシの各戸配布をいたしますが、少しだけ説明させていただきます。

午前9時30分よりオープニングセレモニーとして、斑鳩東小学校の太鼓クラブによる和太鼓演奏で始まり、午前10時から農産物及び商工物産の即売会や各種バザーなどを各団体の参加を得て実施いたします。

そして、午前10時30分から、式典を執り行います。

そのほか、3小学校によります農業体験の発表、観光協会や商工会によるステージイベントやお楽しみ抽選会など、来場者の方に楽しんでい

ただけるイベントを盛りだくさんの計画をいたしております。

また、農業委員会が中心として進めておられます、遊休農地解消対策事業の一環として、遊休農地を活用した実証展示圃設置によるそば、菜の花、黒米等の栽培の事業経過等をたくさんの住民の方々に知っていただくため、パネル展示による紹介などを企画しております。

以上で、紅葉祭りと斑鳩町産業まつり2013の報告とさせていただきます。

委員長 今、報告ありましたけど、何か委員さんからありましたら。
小野委員。

小野委員 時間なくて悪いけどな。これ、もうレターケースに皆入れてくれてあるやつやろ。この委員会でわざわざ報告してもらう必要はないと思うけど。

委員長 ご丁寧にちゃんと、また再度していただいているということでありますので。よろしいでしょうか。

(な し)

委員長 以上、各課報告事項につきましては終わります。
続いて、4. その他について、各委員より質疑、ご意見等があればお受けをいたします。 中川委員。

中川委員 10月の上下水道部の例月出納検査のときにちょっと部長にお願いしていた、北部配水池の階段に子どもが登っていたという件なんですが、その後の施錠っていうんか、管理っていうんか、どないしてもらったんか、報告だけすみません。

委員長 谷口上下水道部長。

上下水道
部長 以前、ナンバーを合わすロックを使用しておりました。そうしたことから、たまたま鍵が、施錠、開いたのではないかという推測をしておりまして、本体もなかった状況でした、すぐ確認にまいりましたところ。

その後、通常の南京錠、強固なものに改造させていただきまして、その後、状況を確認していつている状況でございます。

そういったことで、今後そういったことのないよう、十分安全対策も含めて、してまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

中川委員 あれだけの高さなんでね。子どもがまた階段上って落ちたらそんな、けがだけでも済まないやろうし、また斑鳩町の施設に破損されてもいけないことだし。

工事の終わったすぐ後なんでね。最終に施錠されたんは業者なんかな。やなしに、やっぱり職員さんかな。

上下水道
部長 その後、点検等、設備業者も含めて確認に回っておりまして、そういったことからの発生だと思います。今後、これちょっと今年度の事業でございますねんけども、防犯カメラ等も設置して管理していきたいと考えておりますので、よろしくご理解いただきますようお願い申し上げます。

委員長 よろしいですか。ほかにございませんでしょうか。 木田委員。

木田委員 東南海地震がですね、この5、6年以内になんか起こるようなというふうな報道がされておりますねんけども、公共建築物というんですか、学校とかについては耐震補強も済んだということなんですけどねけども。町営住宅の中ででもですね、まだ木造で、東興留住宅とか、あそこなんぼ残っているのかちょっとわからへんねけども、そことか、高塚町にまだ1軒残ってますわな。それらの耐震というんですか、それについては、町がどういうふうにご考慮されるのかなというふうに思いますねんけ

どね。まあ、ああいう木造の住宅のまま置いておいたならばですね、やっぱり東南海地震なんかかなり強い地震がくるというふうな予想がされておりますので、そこにまだ現在、人が住んでおられるという状況の中でですね、なんか町としても対策というんですか、対応を考えておられるのかなというふうに思いますねんけどね。

それと、もう1箇所、この高安1丁目と高安西の団地を結ぶ、旧業平橋っていうんですか、あれの橋の耐震っていうんですか、それについてはですね、どういうふうに、まあ地元の要望あるからあのまま置いてあるねんというふうには聞いておりますねけども、もしもやっぱりそういうふうな地震がきた場合にですね、あの橋がどういうふうな状況になるのかなという心配があって聞かせてもらいたいなと思っておりますねんけど。その補強っちゅうんか、今の現在のままで耐震が十分なのかどうかという点も含んでですね、どういうふうに考えておられるのかの、その2点についてお聞かせ願いたいと思います。

委員長 川端建設課長。

建設課長 まず1点目の町住の耐震化ですねんけど、確かに3団地、高塚、正隆寺、それから興留東団地、木造のままで、古いものではもう昭和36年、8年の築造の町営住宅が現存しております。これについての耐震化というのは特に、まだ計画はまだしておりませんが、今現在住まわれている方においては常に、新しい団地、空きがあった場合には声掛けてそっちへ移ってもらうという形の方法で、今現在やっております。

それが、現状ではあまり移りたくないんやという方がおられますんで住んでおられますねけど、しかしながらこれをまた補強するということも今は考えていませんので、一応事情を説明して、移転してもらうような形で行っていきたいと、今後もやっていきたいと思います。

次に、旧業平橋ですねんけど、これは今回、長寿命化計画の中にも入っている橋ですんで、一応点検等を行っております。橋の状況としては、特に、すぐにやらな、処置という状況ではないというように、計画では

聞いておりますねんけど、今後状況を見ましてのことになりますんで、長寿命化にあわせまして計画的な整備を図っていきたいと思っております。

木田委員 橋のほうはそれで結構なんですけどねけど、この住宅なんですけどね、そないして今までから新築になった場合とか、そっちのほうに移ってくださいというふうな形で要請とか要望はされておると思いますねんけども、結局はやっぱり家賃が上がるということについて、そちらのほうに移るのは具合悪いというふうな形で延び延びになっておるというふうには、私はそういうふうに感じておるんですけどね。やっぱりあの建物見て、そして東南海地震が予想されるということになればですね、もしかそういう大きな地震が来て、なんかこう人災事故にでもなったら、やっぱりこれ、町のほうにも責任かかってくるのと違うかなというふうには、私はそういう心配があって聞かせてもうてますねんけど、そういうときには、町もいろいろ斡旋して、それでもなおかつそのほうがいいというふうな形で住んでおられたら、そういう責任ちゅうものは町のほうは負わんでもええんですかな、それは。

委員長 池田副町長。

副町長 今、質問されたように、負わんでもええんかというご質問ですけども、これにつきましては、例えばですけども、今、福島のほうで原子炉の被爆の関係でも線量高い地域でも強制的に出て行きなさいと言っておられます。かといって出て行かない方もやっぱりおられます、中には。やっぱりその方の考えがございます。今現在、町営住宅、もう10数年前から建て替えして、どんどん出ていってくださいという経緯はあります。うち、危ないから移ってくださいよと言うておられます。それで、そこへ入っておられます。仮にそこでばしゃっと倒れて何らかのけがされて、町へ損害賠償請求、恐らく訴えの提起されると思いますので、恐らく町の訴えの提起されます。それで町は、そんな賠償責任はないということ

で全面的に戦っていくと、こういう状況になってこようかと思います。それについての判決、どうかこうやというのは申しあげられませんが、町としては全面的に戦っていくということでございます。

木田委員　　そうしたらね、なんかこう、一筆か何か、それはもろてはるのかな。そうでなかったら、やっぱり何もなかったら町のほうに責任もってこられるのと違うのかなと思って。それはどうですか。なにもそんな、一筆も何ももらわなくても、それでいけますのかな。

副町長　　僕、あれでもないし、ただ一筆まで取るかどうかは、またそれはちょっと弁護士に相談させていただきたいと思いますんで。ここですぐご答弁はちょっと差し控えて、顧問弁護士さんにご相談します、取る必要があるかどうかについて。

委員長　　ほかにございませんでしょうか。　小野委員。

小野委員　　先ほど、中川委員の北部配水池の件なんですがね。私は、中川委員はそれで事故起きた場合のことも心配されておりますけど、加えてね、やはり浄水場、皆さんの口に入る水を、タンクなんですので、やはりセキュリティはきちっとできてあるものだと、私は思っていたんですが、今後防犯カメラなんかも付けるとかね。今までからもそういう配水池は職員っていうんですか、嘱託っていうんですか、その方が、やはり定期的にパトロールして、やはりそれは皆さんの、住民の口に入るもので、もし異物でも入れられたら大事故になりますので、そういう管理はされているものだと思っていたんですが、今、改修されて、工事も終わったと、今お聞きしたんですがね。そういうものは今までからも自由に入れるような状態で、自由にそうして子どもでも遊びに入るとか、また犯罪者がそういうこともできるような状態で、ちょっと言葉あれやけど、放置されていたのかなあと、その点についてはどうなんですかね。

委員長 谷口上下水道部長。

上下水道
部長 以前は南京錠で施錠しておったところでございました。ところが、先ほどご指摘いただきました中で、ナンバー合わせの鍵に替えてしまったというのがまず1つ、1点の原因だったと思います。

以前から、昔からもそうなんですけども、定期的に浄水管理のほうは回らせてもらっておりますし、また、なおかつ、濁度とかその水質等につきましても、遠隔で全部、三井の浄水場で把握できることになっておりますので。

それに加え、今年度は、先ほども申しましたけども、防犯カメラで管理できるように、それはもう1週間から10日程度の録画機能なんですけども、そういったものも設置して、さらにセキュリティ的な管理を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

小野委員 ぜひともそういうことに関しては、やっぱり危機管理というんですね、敏感に対応してもらいたいなと思います。

それと、1点、先日、上田課長にもいろいろ世話になって視察ということで、GISの視察に富田林市をまたお邪魔しました。そこに同行していただいた川端課長と上田課長の視察に行かれての率直な意見だけをちょっとお聞きしたいんです。といいますのは、私は、これは町全体の事業としての取組みをお願いしたいなと思っておりますし、今までの経緯も聞かせてもらって、これは一般質問で言っていますが、この前に参加していただいた職員の方の率直な感想をちょっとご披露願えたらいいかなと思いますので、お願いします。

委員長 川端建設課長。

建設課長 この前、富田林さんのほうへ視察に行かせてもらいました。その担当者の方の説明を受けて、確かにかなり有効的なものだと思います。市全域が区域の内容まで踏み込んでいけるなというのが率直な感想です。

私の担当としては、道路台帳とかというのも出てきます。そういうことを考えれば、今現在は、一応、データ化は終わりました。今現在で占有物もそこへ取り入れていこうという形で考えています。将来的には、そこにGISを入れたらいいのかなということも考えておりますねんけど、ただ、かなり、電算をいろうには技術力が、職員の方がおられたという結果です。委託をされるのが多いですねんけど、実質それを動かしている職員の方の研修等もできる、研修の先生になれるような方がおられますんで、そういう状況をうまく利用されているのかなと思います。

うちはもうその、人の、このGISに向かつてのその教育から進めていかんなんかなというような形で、今、考えておるところです。

委員長 上田下水道課長。

下水道課長 視察に同行させていただきまして、率直な意見ということでございますけれども、まず、技術力の高さについて驚いたところでございます。やはりGISが年々進歩していきまして、機械なり航空測量における精度の高さに改めて驚いております。また今後も研究に努めていかなければならないということを実感いたしております。

また、職員の高さ、そして共に費用について、自治体の規模によって、あ、こういうところまでできると。また、うちの、斑鳩町におきましては、規模的にはまだ富田林にはかなわないところでございますけれども、今後、広域等を踏まえた中で、少しでも取り組めるような状況ができればいいなというようなことを感じた次第でございます。以上です。

小野委員 さすがにというような感じで私も聞いていましたし、驚いたこともたくさんありました。そして、今、両課長もおっしゃるように、やはり前向きに検討していくものではあるなという感覚は持っていますが、さてそれをどうしていくのかということについては、やはり今までの斑鳩町でのGISの研究委員会ですか、そこらの経緯もやはり精査していく必

要もあるんだろうなと、そのように思っています。

まあ、いいきっかけになってくるのかなと思って、この視察に対しては、私自身は評価しているんですが。要介護者のそれらのデータも全て読んでいけるし、人口の割合にも、斑鳩町からのデータを送っていただいていたのが向こうで見していただいて、自分たちの町が、あ、こういう具合に分析できるんだ、こう具合だと、こういうこともできるんかということで、まあ驚いて帰ってきたわけなんですけどね。

今後、私はいろいろ、一般質問という形で質問もさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いしておきます。結構です。

委員長 ほかにごさいませんか。

(な し)

委員長 今お話ありましたGISの視察におきまして、各委員さんからいろいろ質問が出、また、今、担当者の方が言っていただきました。将来においては確かにこれが必要であるし、またそれに向けての研究、またいろいろな課題に対してそれを適用させていくということも今後大きな課題になっていきますので、今、委員さん言われましたように、将来に向けて考えていただきたい、このように思います。

ほかにはないようですので、その他についてはこれをもって終わります。

以上をもちまして、本日の審査案件につきましては全て終了いたしました。なお、本日の委員会報告のまとめにつきましては、正副委員長にご一任いただきたいと思っておりますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

委員長 ありがとうございます。

それでは、閉会にあたり副町長の挨拶をお受けいたします。

池田副町長。

(副町長挨拶)

委員長

これもちまして、建設水道常任委員会を閉会いたします。
長時間、大変お疲れさまでございました。

(午前11時50分 閉会)